社会福祉法人日本ヘレンケラー財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人日本ヘレンケラー財団(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第３条　役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。また、役員が臨時の会議・集会等に参加したときも同様とする。

２　交通費の実費を支給する。

（理事及び評議員の報酬）

第４条　理事長、業務執行理事の報酬は別表２により支給する。ただし、前条による報酬は支給しない。

２　理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬及び交通費を支払うことができる。

３　評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬及び交通費を支払うことができる。

（監事の報酬）

第５条　監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　交通費の実費を支給する。

（出張旅費）

第６条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費を支給することができる。

（適用除外）

第７条　事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

（役員手当）

第８条　事業の職員を兼務する役員(理事長・業務執行理事及び理事)には、別表４の役員

手当を支給する

（慰労金）
第９条　理事長退任時には別表５の慰労金を支給することができる。

（改正）
第10条　この規程を改正する必要が生じた場合には評議員会の議決を経なければならない。

（その他）
第11条　外部役員(理事長、業務執行理事)は週３日程度の勤務とする。

附　　則

この規程は平成２２年１０月２３日から施行する。
この規程は平成２９年４月１日改訂。
この規程は平成２９年１２月１日改訂。
この規程は平成３０年４月６日改訂。
この規程は令和２年４月１日改訂。
この規程は令和３年４月１日改訂。

別表１（第３条関係）

名　　称	報　　酬	交通費
理事会出席報酬等	１０，０００円	実　費
評議員会出席報酬等	１０，０００円	実　費

別表２（第４条及び第５条関係）

名　　称	報　　酬	交通費
理事長業務報酬等	年間５，０００，０００円 月額支給は年間総額/１２	実　費
執行理事業務報酬等	年間３，５００，０００円 月額支給は年間総額/１２	実　費
理事及び評議員業務報酬等	７，５００円 （３時間以内） １５，０００円 （３時間以上）	実　費
監事監査指導報酬等	７，５００円 （３時間以内） １５，０００円 （３時間以上	実　費

別表３（第６条関係）

名　　称	報酬（１日）	旅　　費
報酬及び旅費	１５，０００円	実　　費

別表４(第８条関係)

名　　称	新役員手当	旧役員手当
理事長	(月額)　８０，０００円	(月額)　５０，０００円
業務執行理事及び理事	(月額)　６０，０００円	(月額)　４０，０００円

別表５(第９条関係)

慰労金基準	理事長としての在職年数×２０，０００円、但し６か月未満は切り捨て、６か月以上は切り上げとする。